

「佐倉市立公民館の貸与基準の改正」に対する意見募集についてに寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成31年2月27日～平成31年3月13日
意見募集結果	意見提出者5名、意見11件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 11件

(2) 意見の内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	貸与基準では、市民の市民税で建設した施設を、さらに利用するにあたって、使用料を徴収するとしている。また、3人以上でなければ利用できないとしている。市民の利用する権利を奪っていることは「市民の人権」を無視していると考えます。こうした施策を平気で施行する市の姿勢が分からない。あえて言えば、佐倉市の市民税を納付していない職員の方が60%を超えているという。佐倉市民でない方々がまるで市民を虐待している施策をあえて、実行しているとしか思えません。佐倉市を「ふるさと」とする職員の方の市民を思う誠意に期待したい。	団体の人数については現行も3名以上でご利用いただいております、このことを明確にしたものです。  なお、社会教育法第2条において、社会教育は「組織的な教育活動」と定義されていることから、公民館は団体利用が原則となります。	無
2	公民館の現場では、「5時から起こる事件」が注目されています。会議室のカギの返却時間になると、利用する市民と、鍵を管理する職員とがカギを巡って「終わった」、「すぐ返すよ」との争いが起こり、周りの市民たちが委縮するという。年間に600万円を超える給与を得る職員の方々と市民の対立をどのように考えるか。大変効率の悪い、働き方ではないでしょうか……。市長・教育長は、有料化にあたり「市民と信頼関係を築く」と議会で表明しました。今、現場で起こっている、この現実と	ご意見として承らせていただきます。	無

	<p>の落差はどうしたことでしょうか。市民を管理することを最大の目的とする貸与規則の歪んだ議論はとて理解できません。社会教育課の本旨を問います。</p>		
3	<p>年間1000万円をノルマとして使用料を利益目標とすると幹部の方は説明した。公共施設をまるで貸し会議室として、売り上げ目標を掲げるとは？税金の範囲以内で市政を行なう行政が、「市民をお客として」市政の有料化を目的とした政策ばかりを進める。会議室使用基準で、さらなる儲けを生み出す。市民に対する行政サービスはどこに消えたのでしょうか。</p>	<p>今回の貸与基準の改正は、利用者の活動内容の多様化に対応し、許可基準を明確化することで、市民の皆様にとって、公民館がより利用しやすくなることを目的としております。</p>	無
4	<p>貸与基準の委員会の議論は市民に使わせてやるといった利益追求の議論が目につくと聞くが、問題は、市の会議室を悪用した団体や講習会が高い指導料、教材などで多額の利益を上げているものがある実態を調査し、把握し、市民が利用しやすい利用基準の作成することが求められていることです。</p>	<p>ご意見として承らせていただきます。</p>	無
5	<p>私は1935年(昭和10年)生まれで長野県飯田市出身で、21歳で東京に出て60歳定年まで東京で働き、佐倉市に転居して20年余りです。</p> <p>公民館と言えば今でも時々思い出す事の中に、中学生で11人兄弟の7男の私は、戦争が終わって中国から帰った長兄達が、戦前は部落の集会所だったところが公民館となり、寄り合って選挙などの話や、農地改革や生活改善運動等など、様々な話し合いや勉強の場としての公民館の存在は身近な存在でした。ところが、東京に出た昭和31年から佐倉に転居するまでの間は公民館には殆ど縁が無く、記憶にあるのは公会堂という大集</p>	<p>ご意見として承り、公民館活動をより一層活性化するよう努めてまいります。</p>	無

<p>会場だけであり、結婚式はその付属の会議室で会費制で行ったこと位です。</p> <p>ところが、佐倉市に住むようになって、改めて公民館の存在を身近に知ることができました。</p> <p>公民館という言葉もさることながら、その存在を身近に知り、年に3～4回利用させて頂き、職員の皆さんの親切な対応に感謝しながら活用させていただきました。</p> <p>しかも、今回改めて知ったことですが、近隣の市町村の中で、佐倉市は45年以上(約半世紀)に亘って使用料の無料制を決めて守ってきた先輩の皆さんと市職員の皆さんの献身的な努力に心から敬意を表せざるを得ません。</p> <p>公民館制度は学校教育制度と並んで、社会教育の拠点として住民が主役となる民主主義と学び、基本的人権を実現する拠点そのものであり、「歴史と文化・自然」を誇りとする全国でも数少ない「佐倉の誇り」として、そもそも「公民館とは誰のものなのか・何のためにあるのか」と言った根本に立ち戻って、国政のいわゆる「民営化や経済合理主義合理化論」路線に負けない「住民民主主義の学校・拠点」としての公民館の役割の本質論から考え直していくこと求められていると思います。</p> <p>戦争中の「隣り組」の苦い教訓から学んで、個人の尊厳を大切にす真の民主主義を発展させる公民館活動の意義を改めて問い直してください。国政や自治体の一般行政等の下請けでは無く、権力と並立的な公民館の在り方とも言うべき、「さすが佐倉の公民館だ」と言える社会教育制度の確立に向けて、改めて根本に立ち戻った議論をし直してください。子どもや孫たちに「平和と文化・歴史・民主主義の佐倉」の宝を築き、残したいと思</p>		
--	--	--

	います。		
6	<p>公民館の活動は、8サークル、研修会、学習会、語り合い、まちづくりなど毎月、会場取りから始まり、延べ20回以上公民館に通っています。</p> <p>昨年7月以降、回数は変わらないが、利用する会議室は30人未満の会議室、利用時間も少なくなり、あわただしく過ごしております。</p> <p>そんな中で、貸与基準の改正にかかわる2点について意見(疑問)を述べます。</p> <p>1. 先行予約について</p> <p>5月の例(7日～31日)15日1-26回にわたって先行予約され、多くの団体が「残り物」の空き会場を求めて並びます。行政機関、それからの委託を受けた団体とありますが、住民のための生活文化、教養の向上をその目的の一つとしての公民館です。先行予約の内容を公開してください。</p>	<p>行政機関等については、事業内容の公益性や必要性から判断して先行予約を認めております。</p> <p>なお、先行予約の内容等については、問い合わせいただければ、ご説明いたします。</p>	無
7	<p>2. 使用許可基準、目的内使用について</p> <p>「営利団体」の「社会貢献活動」は使用内目的としています。これは何をもちょう決めるのですか。それを決めるのは誰ですか。</p>	<p>営利団体の社会貢献活動については、ボランティアなどの公益的な活動であることをもちょう判断します。</p> <p>なお、各公民館及び社会教育課において判断します。</p>	無
8	<p><b>1 公民館は、まちの民主主義の宝庫</b></p> <p>意見募集で、掲示の冒頭にある佐倉市立公民館の「定義」は、住民の教養・文化・社会福祉にわたる施設の重要性を強調しています。</p> <p>2月議会の本会議で、議員の質問に教育委員会より「(公民館の運営にあたっては)市民目線で望む旨」の答弁がありました。市長も「(貸与基準の改正が市民に対し)行政執行権力の強化にならない旨」を答弁し、「公</p>	<p>今回の貸与基準の改正は、利用者の活動内容の多様化に対応し、許可基準を明確化することで、市民の皆様にとって、公民館がより利用しやすくなることを目的としております。</p> <p>要望につきましては、ご意見として承ります。</p>	無

	<p>民館が市と住民・市民にとって地域のまちづくりの拠点・民主主義のまなびの宝庫」を再確認しました。</p> <p><b>2 首長部局主導の「有料化」へのねじ曲げ</b></p> <p>公民館無料の原則は、社会教育法制のもと、まなび・集い・語り合う地域住民、高齢者・年金生活者の生きがいと交流のオアシスの最低条件として、また公民館の歴史的遺産として当然のことでした。45年の足跡を踏み消しそれをねじ曲げたのが「事前に利用者・市民に知らせず、公民館の主な事業や役割をコミセンと同様の貸部屋とし、あわよくば利益算出の道具等」を目論む施策を画した、首長部局主導の市政、公民館無料条例の改悪でした。</p> <p><b>3 有料部屋貸し事業化は公民館事業の変質の第一歩</b></p> <p>条例改悪後の17年12月以降の「条例周知期間」に2,564筆の署名「公民館の有料化を中止してください」が市長に提出されました。条例施行の7月以降も「有料化で公民館が遠くなった」や「時間管理強化で軋轢も」の声が絶えず、「有料化」の理由とされた「公民館事業の充実」は、ふたを開けると前年同月半年間比で全体の利用者が約5千人減、この間に出された市の財政決算で、同じく理由とされた「財政逼迫」は、目を疑う大幅な黒字の繰り越しとなるなどで、事実を知らされる市民は啞然としています。この2月議会にも、高齢・低年金生活者を追い出さない「公民館を無料に戻す894人名の請願」が審議されています。</p> <p>事前に市民に知らせず、疑問をただす質問にも答えず、公民館事業の土台を崩す「上意下達行政」の堆積は、やがては「部屋貸しのみ」を公民館活動の主体事業としかねず、その「貧しさ」を懸念せざるを得ません。</p>		
--	--	--	--

	<p>同時に、「経済主義」一辺倒の指定管理者導入、国民生活抜きの国政追随「公的施設の利用者負担強化の方向」への危機感もなしとは言えず、まさに佐倉市教育委員会の主体性と社会教育分野で果たす価値と役割が、いま、問われています。</p> <p><b>4 「現行 貸与基準」とは似て非なる「新許可基準」の再考</b></p> <p>今回の「貸与の基準の改正」が「有料化を契機とした態勢のおしすすめ対策」だとしたら、見過ごしできないことを表明せざるを得ません。条例第4条1項をあえて強調、新基準第4条で特定団体の行政機関の依頼による先行予約を特記し、他方、禁止規定(ならない表現)の連記や団体選別表(○×)は、「内規」とされる「現行・貸与の基準」をはるかに越え、硬直的な文字面先行をもたらす名称・形式・内容・構成を見せ、公民館で最も大切な、職員の市民目線の業務や利用者・市民の日常感覚に「許可する者・される者」の違和感をつよめ、決して好ましいとはいえません。これらを真摯にとらえて「決定」を急ぐことなく、教育委員会・運営審議会で利用者・市民の意向を忌憚なく反映した論議の積み重ねを要請します。</p>		
9	<p>1. 意見公募の方法</p> <p>多くの市民はPCやスマホで市のHPを見ませんので、市がどのような意見公募をしているか殆ど知らないのが実情です。市がすることは広報に意見を募集しますということだけで、詳細はHPまたは各公民館で配布資料を参照せよというのみです。このような方法だけでは普通の市民は殆ど関心を持たないし、持ちようがありません。行政側としては市民が関心を持たない方がやりやすいかもしれませんが、そのような方法では市民と行政の間が</p>	<p>パブリックコメントの実施方法に対するご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>開くばかりで、地方自治が育ちません。このような条例改正や規則改正などを行う時には事前に概要を知らせ、その後意見公募を行うべきと考えます。</p>		
10	<p>詳細は資料を参照せよと述べているけれど、資料をみても一般市民は従来単純な「貸与基準」だったものが今回の「使用許可基準」になったのか理解できません。</p> <p>理由の一つは従来の基準を設定してから10年たったからと言っているが、何か不都合があるのか？どんな不都合があったのか全く分からない。</p> <p>第二に活動が多様化したという理由を上げているが、この10年間かなり多様化してきたが何か支障があったのか？今回の「許可基準」がなくても運営に支障が起きたのか？</p> <p>どちらの理由も理由にならない理屈で、読んでもさっぱり「貸与基準」を「許可基準」に変えるのか理解に苦しむ。穿って考えると市による「許可」基準にして、公民館の使用についての市による内容「管理」が狙いではないかとさえ考えられる。</p>	<p>今回の貸与基準の改正は、これまで明記されていなかった事項を明確化し、新たに NPO 法人といった団体や、フリーマーケットといった活動に関して規定を設けるものです。</p> <p>許可基準を明確化し、市民に公表することで、より公民館が使いやすくなることを目的としています。</p>	無
11	<p>3. 市民のサークル活動については最低人数を3人として制限をかけていながら、営利団体の活動については緩い基準にしている。たとえば「社会貢献活動」が挙げられる。社会貢献活動は広報活動と一体化して行うことが可能である。優秀な企業は売名行為と社会貢献活動を絶妙に組み合わせて消費者に広報活動を行っているのが実情である。</p>	<p>団体の人数については現行も3名以上でご利用いただいております、このことを明確にしたものです。</p> <p>営利団体の社会貢献活動については、その活動内容に公益性がある場合、目的内使用として認めようとするものです</p>	無